

平成29年度宮崎県農地中間管理事業取組方針(改訂)

平成29年11月1日
宮崎県農地中間管理事業
運営本部会議

1 平成29年度の農地集積目標

- 『農地中間管理事業』が農地の貸借の基本の手続きとなるよう更なる普及・啓発を図るとともに、
- 『農地中間管理事業』が産地の維持・育成等を図るためのツールとして活用されるよう関係機関・団体の連携を強化するなど、
- 多角的な方策により『農地中間管理事業』の成果の積み上げを目指す。

平成29年度農地集積目標面積 3,000ha

2 農業委員会と農地中間管理機構の統一活動の推進

農業委員会に関する法律の改正に伴い、本県のほとんどの市町村で農業委員と農地利用最適化推進委員(以下、最適化推進委員という。)による新たな体制がスタートしたことから、農業委員会と農地中間管理機構のさらなる連携の強化を図りながら、市町村推進チーム等と一体となって、以下に示す取組を重点に、農地利用の最適化に向けた活動を積極的に推進する。

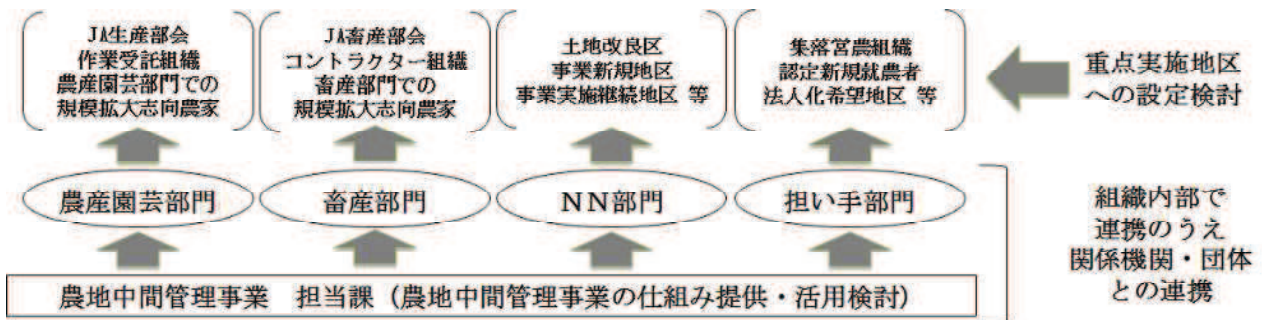
- 5年、10年後の地域の“未来の設計図”となる「人・農地プラン」の策定や見直しの話合いにおいて、担い手と守るべき農地を明確化し、担い手への農地集積・集約化を推進する。特に農業委員や最適化推進委員は、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を踏まえ、機構や市町村推進チームと連携し、農地利用の現況と意向の把握、出し手と受け手の掘り起こしとマッチング、地域での話合いをリードし合意形成を図る。
- 地域農業を支える担い手の経営安定には、耕作条件の良い農地を面的にまとまった形で利用するのが望ましいことから、関係部署が横断的に連携し、出し手への理解促進、担い手のニーズ把握、情報共有を行いながら、基盤整備等の機構関連事業の活用、畑かんの効果的な利用、農地のシャッフル(再配分)による集約化を着実に進める。
- 新規就農者など将来の担い手を支えるため、関係機関が一体となり、農地の確保や利用調整等を行うとともに、地域の担い手の状況に応じて、集落営農組織の設立や法人化、また様々な意欲ある個人や法人の参入を促すことで、大切な農地の有効利用を図り、活力ある農業・農村の発展に努める。

3 平成29年度の事業推進について

(1) 機構組織の機能強化と事業推進チームの体制強化

- ① 宮崎県農業振興公社の取組体制の再構築(農地一課・二課の役割分担、担当間の業務分担の見直し等)と職員のスキルアップ(専門知識の習得やコーディネータ能力の向上)
- ② 市町村、JA等における機構業務委託費を活用した嘱託・臨時職員の雇用支援によるマンパワーの確保(H28 45名 ⇒ H29 48名)
- ③ 県段階及び地域段階で、農地担当と担い手、農産園芸、畜産、農業土木担当とが連携した横断的チームを編成し、機構というツールを様々な施策と併せて実施する体制の確立(人・農地プランとの連携、水土里情報システムの活用)
- ④ 農業委員会ネットワーク機構と連携した農業委員、農地利用最適化推進委員の主体的な取組への意識啓発と、機構との役割分担と情報共有による連携強化
- ⑤ 宮崎県農業法人経営者協会や宮崎県土地改良事業団体連合会等と連携した新たな事業実施法人、取組地域の掘り起こし

【参考】県における他部門との連携イメージ



(2) 重点実施地区の取組強化と個別賃借案件の機構へのシフト

- ① 新たな重点実施地区の掘り起こし、重点実施地区への事業推進の強化(基盤整備事業活用地区との区分)及び進捗管理による目標面積の達成
- ② 相対契約や他制度を含めた個別案件等を機構事業へ誘導するとともに、市町村ごとの目標や実績の設定・把握による取組促進
- ③ 貸付希望農地のリスト化と地域推進チームとの情報共有によるマッチングの促進
- ④ シャッフル(農地の再配分による担い手への集積・集約)の円滑な実施に向けて、モデル地区を設け、課題整理や今後の推進資料を作成

H29年度を集積目標面積を設定した重点実施地区

24市町村 297地区

※平成29年9月末時点

(3) 農地の出し手の確保対策の実施

- ① 地域説明会や座談会等を活用した農業者及び土地持非農家への理解促進
- ② テレビCMや新聞広告などメディアを活用した出し手へのPR対策の継続実施
- ③ 機構に貸出意向のある農地の掘り起こし及び農地地図情報を活用した見える化

(4) 公募に応募した借受希望者へのアフターフォロー

- ① 借受希望者と貸付意向のある農地所有者とのマッチングの実施
- ② 応募者のうち未貸付者への文書等によるフォローの実施

(5) 市町村等への事業推進・支援

- ① 県、県農地中間管理機構、県農業委員会ネットワーク機構の3者が連携し、市町村の首長等への要請や、農業委員会、JA等の関係機関への事業推進を実施
- ② 不在地主の農地の流動化を図るため、お盆や正月等、帰省者が多い時期を事業推進強化期間に設定し、関係機関・団体が発行している各種公報や、新聞広告等を活用した事業の効果的なPRを実施
- ④ 市町村が設定した目標面積に向けた月ごとの進捗管理

(6) 事務処理の負担軽減

- ① 貸借手続で必要となる書類の一部を添付廃止するなど事務処理の見直しの実施
- ② 事務の更なる簡素化の検討（添付書類の必要性検討、システム活用による効率化、国への提案要望等）

(7) 農地中間管理事業の効果検証と優良事例の横展開

- ① 人・農地プランの作成・見直しと併せて農地中間管理事業を活用した地区において、事業活用前後で産地がどのように変化しているかを分析
- ② 推進大会の開催（事業推進に携わる方を対象に県内外の優良事例等を紹介）
- ③ 地域の話し合いを基本として集積を図る高千穂方式や法人への戸別巡回により農地を積み上げる北諸方式の他地域への波及